

2024年3月14日

各 位

会 社 名 株式会社Fast Fitness Japan  
代表者名 代表取締役社長 山部 清明  
(コード番号：7092 東証プライム市場)  
問合せ先 財務・経理本部  
エグゼクティブマネージャー 三井 規 彰  
兼 CFO  
( TEL. 03-6279-0861)

## Saya Pte. Ltd.の株式取得（子会社化）に伴う海外進出に関するお知らせ

当社は、2024年3月14日開催の取締役会において、Saya Pte. Ltd.（以下、「SAYA社」という。）の全株式を取得（以下、「本件株式取得」という。）して子会社化することを決議し、海外進出することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件株式取得は、東京証券取引所の規則に定める適時開示事由には該当いたしません。2023年11月公表の中期経営計画（2024年3月期～2026年3月期）の中期的な成長戦略に“新たな成長領域の開拓”として掲げる海外進出に伴うものであることから、有用な情報と判断し任意開示を行うものです。

### 記

#### 1. 株式取得の理由

当社グループは、『ヘルシアプレイスをすべての人々へ！』を企業理念として掲げ、24時間型フィットネスジムの日本におけるパイオニアである「エニタイムフィットネス」の運営を通じて「誰もが健康的に暮らせる、心豊かな社会」の実現を目指し事業に取り組んでおります。

当社は、2023年11月公表の中期経営計画（2024年3月期～2026年3月期）において、中期的な成長戦略の1つとして“新たな成長領域の開拓”を掲げ、海外進出や新ブランドの展開等、新たな成長領域の開拓を目指しております。当社の海外進出は、日本以外の国又は地域においてエニタイムフィットネスのマスターフランチャイズ権を取得し、店舗展開をすることを目的としており、現在複数の国又は地域を対象にエニタイムフィットネスのマスターフランチャイズ権を含む様々な案件の検討及び協議が進行しております。

今後日本国内のみならず、日本でのエニタイムフィットネスの店舗運営及び店舗展開力の実績を背景に積極的に海外展開を進めることを志向しております。その第一弾として、今後のグローバル展開の足掛かりとするため、海外事業の統括拠点、及び海外での店舗運営のトレーニング拠点を確保することを目的として、シンガポールにおいてFCオーナーとしてエニタイムフィットネスを2店舗運営するSAYA社の全株式を当社が取得し完全子会社化することといたしました。

SAYA 社の全株式を当社が取得することで、海外での店舗運営ノウハウの構築や実績の蓄積、加えて店舗マネージャー等の海外でのトレーニング拠点としての活用が可能となるほか、当社が自らシンガポールに進出する場合と比較し、格段に早く店舗開発や運営体制の構築及び人材や人脈等の経営資源の取得が可能なることから、当社グループの更なる発展が見込めると判断し、SAYA 社の株主である株式会社大熊製作所（以下、「大熊製作所」という。）との間で SAYA 社株式を取得することについて協議を進めてまいりました。

当社は、本件株式取得による SAYA 社の子会社化を当社が海外事業として重視する日本以外の国もしくは地域においてエンタインメントフィットネスのマスターフランチャイズ権の取得の足掛かりとするとともに、海外においても顧客満足度の高いワークアウトの場を提供できるよう邁進してまいります。

さらには、海外展開において会得したプレゼンスやノウハウを日本のエンタインメントフィットネス事業へ活かすことで国内の F C オーナー様と会員様の満足度向上並びに当社の企業価値向上に努めてまいります。

## 2. 取得する子会社の概要（予定）

(1) 会社名	Saya Pte. Ltd.	
(2) 所在地	21B BUKIT PASOH ROAD SINGAPORE (089835)	
(3) 代表者	代表取締役 大熊章	
(4) 事業内容	エンタインメントフィットネス店舗の運営	
(5) 資本金	SGD 800,000	
(6) 設立年月日	2014年12月10日	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社大熊製作所 100%	
(8) 当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社取締役の大熊章は、当該会社の代表取締役を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の取締役大熊章が代表を務める大熊製作所の 100%子会社であり、且つ大熊章氏は当社の支配株主であるため関連当事者に該当します。

※ 当該会社は非公開会社であり、財務情報等については非開示とすることが求められているため、記載をしておりません。

## 3. 株式取得の相手先の概要

(1) 会社名	株式会社大熊製作所
(2) 所在地	埼玉県草加市住吉一丁目7番7号
(3) 代表者	代表取締役 大熊章
(4) 事業内容	玩具及び娯楽用品の製造販売、不動産の賃貸、動産（消耗品を除く。）の

	賃貸、プラスチック製品用金型の製造販売、スポーツ施設の企画及び経営	
(5) 資本金	20 百万円	
(6) 設立年月日	1948 年 6 月 30 日	
(7) 当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社取締役の大熊章は、当該会社の代表取締役を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の取締役大熊章が代表を務める会社であり、且つ大熊章氏は当社の支配株主であるため関連当事者に該当します。

※ 当該会社は非公開会社であり、財務情報等については非開示とすることが求められているため、記載をしておりません。

#### 4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0 株
(2) 取得株式数	800,000 株
(3) 取得価額	116 百万円
(4) 異動後の所有株式数	800,000 株

※ 本件株式取得においては、本件株式取得前に大熊製作所及び大熊章氏からの貸付金は全額を債務免除並びに株式取得時に計上した簿価について、将来5年間にわたり減損損失を計上する場合には、その理由にかかわらず大熊製作所はその損失を補填する旨合意しており、株式譲渡契約書に記載する予定です。

#### 5. 日程

(1) 取締役会決議日	2024 年 3 月 14 日
(2) 契約締結日	2024 年 3 月末日 (予定)
(3) 株式取得実行日	2024 年 4 月 1 日 (予定)

#### 6. 今後の見通し

本件株式取得による 2024 年 3 月期連結業績見通しに与える影響はありません。

#### 7. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件株式取得は、当社の支配株主であり当社の取締役会長でもある大熊章氏が代表を務める大熊製作所との間の取引であり、支配株主との取引に該当します。当社が、2023 年 12 月 18 日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際に

おける少数株主の保護の方策に関する指針」は、以下のとおりです。

「当社と支配株主との間において、譲渡制限付株式報酬の付与以外に取引関係はありませんが、当社の役員体制は、独立社外取締役6名は、いずれも支配株主及びその周辺からも関係性を有しない独立した者が選任されており、取引行為に係る牽制を図れる体制を整備しております。

なお、支配株主との取引を行う場合には、当社及び少数株主に不利益とならないよう、法令・規則を遵守し、かつ、取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、取引内容及び取引の妥当性等について取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

さらに、必要に応じ、弁護士、会計監査人等外部専門家の意見を求めることで、取引の公正性の確保を図り、少数株主の権利を保護するよう努めております。」

本件株式取得に関しては、以下に記載のとおり措置を講じており、上記指針に適合していると判断しております。

## (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本件株式取得の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

### ① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定報告書の取得

公正性を担保するための措置として、本件株式取得における対象会社である SAYA 社の株式の取得価額について、当社、大熊製作所及び SAYA 社から独立した第三者算定機関である株式会社 AGS コンサルティング社に対して、株式価値の算定を依頼し、第三者算定機関が算定した株式価値を基準として取得価額を決定しております。

### ② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本件株式取得に関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、大熊製作所及び SAYA 社から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任し、同法律事務所から、本件株式取得に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

### ③ 当社における取締役全員の承認と社外役員の確認

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社 AGS コンサルティングより取得した株式価値算定報告書を踏まえ、本件株式取得に関する諸条件について慎重に検討いたしました。その結果、本件株式取得は当社の企業価値向上に寄与するものであり、大熊製作所との間で締結する予定の契約における諸条件は妥当であると判断し、本件株式取得に係る決議に参加した取締役全員から本件株式取得に関する承認を得ております。なお、本株式取得に関する公正性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、当社は当社の意思決定機関である取締役会の経営判断の下、意思決定を行うとともに、社外取締役が、本件取引の意思決定が適正に行われていることを確認しております。また、利益相反のおそれを回避するための措置として、大熊

製作所と利害関係を有する取締役大熊章は、本件に関する取締役会の審議及び決議には参加していません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本件株式取得は、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当するため、当社は、支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役全員より以下の意見を入手しております。

当社が本件株式取得を実施する目的は、日本以外の国又は地域においてエンタインメントのマスターフランチャイズ権を取得し、店舗展開する目的に基づくものであり、企業価値向上のための手段として合理性があると認められ、かつ第三者算定機関による株式価値を基準とした取得価額の協議や取締役会の審議及び決議に本件株式取得に利害関係を有する取締役は参加しないこと等、本件株式取得に係る意思決定過程の手続は公正であると認められることから、本件株式取得が当社の少数株主にとって不利益なものではない。

以上